

日野町事件即時抗告審決定に対する弁護団声明

1 本日、大阪高等裁判所第3刑事部は、日野町事件第二次再審請求即時抗告審において、大津地方裁判所による再審開始決定（2018年（平成30年）7月11日）を維持し、検察官の即時抗告を棄却する決定をしました。

2 日野町事件は、1984年（昭和59年）末の早朝、滋賀県日野町内で酒店店主の行方が分からなくなったことに始まる事件ですが、この時点では犯罪行為があったのか否かも不明でした。翌年1月に酒店とは別の場所で遺体が発見され、同4月にはさらに別の場所で酒店にあった手提金庫が発見されたことから、強盗殺人事件として捜査されることになり、警察は、事件から3年以上経った1988年（昭和63年）3月に酒店の常連客であった阪原弘さんを過酷な取り調べで「自白」させた上で逮捕しました。阪原さんは、「自白」を根拠として起訴されましたが、それ以外に阪原さんが犯人であることを裏付ける証拠は全くありませんでした。被害者がいつ、どこで殺害されたのかを裏付ける証拠すら、自白以外には全くありませんでした。

「誰が犯人か」どころか、「被害者がなぜ、いつ、どこで、どのように殺害されたのか」という、事件の核心部分が解明されていないということが、日野町事件の最大の特徴です。

警察は阪原さんに「やった」と自白をさせましたが、警察も阪原さんも事件の核心部分を知りません。そのため、阪原さんは「なぜ、いつ、どこで、どのように殺害したのか」を想像で語るしかありませんでした。そうして出来上がった自白調書は、多くの矛盾や変遷に満ちた、あやふやな内容でしかありませんでした。

3 第一審判決は、阪原さんの自白調書は「それ自体で犯人性を認定できるほどの信用性はない」としましたが、「それ以外の状況証拠」を根拠に阪原さんが犯人であると認められるとして、有罪判決（無期懲役）を言い渡しました。他方、控訴審判決は、第一審判決が根拠とした「状況証拠」だけでは阪原さんを犯人と認めることはできないが、自白調書の「基本的根幹部分」は信用できるので、犯人と認めることができるとして、有罪の結論は維持しました。つまり、控訴審判決は「第一審判決が有罪を導いた理由は間違っているが結論は間違っていない」、「細かい問題はともかく、『やった』という自白がある以上は『やった』と認められる」と言っているのですが、この第一審判決と控訴審判決の違いは、いかに有罪判決の根拠が脆弱なものであるかを浮き彫りにし、刑事裁判の結論として致命的な欠陥があることを示しています。

4 しかし、上告審（最高裁判所）もこの致命的な欠陥を正さず、有罪判決は確定し、阪原さんは無期懲役囚として服役することになりました。起訴以来一貫して無実を訴えていた阪原さんは、服役中に第一次再審請求を申し立てましたが、雪冤を遂げるに至らないまま、2011年3月、無念の死を遂げられました。

翌2012年に、阪原さんの遺志を継いだご遺族が、改めて現在の第二次再審請求の申立てを行いました。第二次再審請求審（大津地裁）では、それまで捜査機関の手元に残されたままになっていた多くの証拠開示が実現しました。

弁護団は、これら開示された証拠とともに、新たな法医学鑑定などによって、大きくわけて二つの重大な事実を明らかにしました。一つは、殺害行為についての阪原さんの供述では、遺体に残る殺害の痕跡を説明できないということです。もう一つは、阪原さんが、手提金庫が発見された現場を案内したとする実況見分調書に使用された写真の順番が入れ替えられ、現場からの帰り道に阪原さんの体の向きを変えさせ、あたかも現場へ向かう状況のように演技をさせて撮影した写真を、現場に向かう際の写真として使用していたことです。実況見分調書が客観的な記録ではなく捜査機関による演出証拠であったという実態を白日の下に明らかにしたのです。このほかにも、阪原さんが、被害者が殺害されたとされる晩に知人宅で酒を飲んで朝まで寝入っていたというアリバイについて、警察が関係者に働きかけてアリバイつぶし工作を行っていた事実も明らかになっています。証拠開示の結果は、捜査機関が都合の良い証拠を作り出し、都合の悪い証拠を隠してでも阪原さんを犯人に仕立てようとしていたことを明らかにしました。これを見抜けなかった確定審裁判所の責任は重大というほかありません。

5 大津地裁は、2018年7月11日、第二次再審請求で明らかになった新証拠・新事実を踏まえ、確定判決の致命的な脆弱性を指摘して、最高裁白鳥・財田川決定に沿って、阪原さんを犯人と断定するには重大な合理的疑いが生じているとして再審の開始を決定しました。

これに対し、検察官は即時抗告の申立てを行いました。即時抗告審でも検察官は従来からの主張を繰り返すにとどまりました。一方、弁護団はさらなる法医学鑑定や供述心理鑑定、法言語学的鑑定などの新証拠を提出し、裁判所は、現場検証を行い「自白」された状況が不合理であることを実地に確認するなどした結果、今回の再審開始決定を維持するとの決定がなされたものです。

本決定は、改めて阪原さんが犯人であることを直接立証する客観的証拠がないこと、また犯人による犯行状況自体を客観的に明らかにする証拠も乏しいことを指摘した上で、新旧証拠の総合評価を行い、捜査段階における引当捜査の問題性を指摘し、阪原さんのアリバイ主張を虚偽と決めつけて有罪の根拠とした確定判決等の任提に疑問の余地が生じたことを明らかにしたものです。

阪原さんの逮捕から34年が経過し、再審開始決定からでも約4年が経過した現在でもなお、脆弱な証拠で有罪とされた阪原さんの再審無罪が確定していないことは、この国の刑事裁判制度がいかに誤りを正すことが困難な欠陥を抱えているかを示すものですが、今回の決定は、阪原さんの名誉と、この国の刑事裁判における正義を回復するための大きな一歩となりました。

私たち弁護団は、阪原さんの再審無罪が確定し、その名誉が完全に回復されるまで、引き続き全力を尽くす所存です。

正義を愛する市民の皆様におかれても、より一層のご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

また、即時抗告審において、検察官は、再審開始決定を覆すような根拠を示さず、従来からの主張を繰り返すばかりでした。その結果として、即時抗告が棄却されたにも関わらず、今回の決定に対して検察官がさらに特別抗告をするようなことがあれば、単に再審公判の開始を遅らせ、えん罪救済を妨害する手段としてその権限を行使するものと言わなければなりません。検察官の「公益の代表者」としての地位は、えん罪の救済にも誠実な姿勢をとることによって実現されるものです。よって、検察官に対しては、特別抗告を行わず、速やかに再審公判に移行させるように求めます。

2023年（令和5年）2月27日

日野町事件再審弁護団 団長 伊賀興一